

2021年12月22日

意見書

慶應義塾大学

村井純

- (1) すべての法律類を網羅的にチェックして改正を推進することは極めて有効である。全省庁をはじめ、関連機関の**覚悟を決めた協力**が必須である。本件の、デジタル臨調推進担当者は、対象機関に徹底的に理解と実行をお願いする**辛抱強い**遂行努力が必要となる。**Now or Never**（「今しかない！」）の覚悟で取り組む必要がある。
- (2) 我が国のデジタル行政サービスのこれまでと現状を鑑みると、法律の改正だけでは充分でないことは明らかである。サービスを受ける側の国民の気づきと協力、窓口を担当する行政サービスの当事者からの自発的・自律的な改革推進のためのアクションが必須である。この二者、窓口でデジタル化を提案する国民と、窓口でデジタル化の推進を志す有志担当者が、本当のデジタル化に貢献できる具体的な方策を講じることが法律の改正に**加えて**必要である。

以上